城陽市廃棄物減量等推進審議会会議録

会 議 名 城陽市廃棄物減量等推進審議会

日 時 令和元年(2019年)5月30日(木)10:00~11:30

場 所 市役所4階 第2会議室

出席委員 西田会長、山川副会長、栗山委員、生駒委員、一井委員、 並川委員、堀井委員 以上7名

欠席委員 重本委員、曽谷委員

事務局綱井部長、東村次長、浜崎課長、辻館長、吉岡主幹、伊庭係長以上6名

傍聴者 なし

次 第 開会

- 1. 開会
- 2. 市側あいさつ

3. 会議

案件等

- (1) 平成30年度の本市一般廃棄物(ごみ)収集運搬の実績について
- (2) 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同施行 規則の公布後の取組等について
- (3) その他

配布資料

- 会議次第
- ·前回審議会(平成30年11月16日開催)会議録
- · 資料 1 城陽市廃棄物関係資料
- ・資料2 条例公布後の取組等について
- ・資料3 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ・資料4 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則
- ・資料5 広報じょうよう5月1日号(抜粋)
- ・資料6 金属等資源物持ち去り禁止啓発ステッカー (見本)
- ・資料7 多言語版カレンダー等 (英語版・中国語版・ベトナム語版・日本語版)
- ・資料8 家庭ごみの分け方・出し方多言語版ビデオチラシ

- 1. 開会
- 市側あいさつ 綱井部長あいさつ
- 3. 会議

事務局 会長、会議の進行をお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまより城陽市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。 令和最初の審議会ということで、みなさんよろしくお願いいたします。 本日、重本委員、曽谷委員より欠席の連絡をいただいております。 本日は7名の委員に出席いただいており、全9名の委員の過半数以上であります ことから、城陽市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第2項で規定する会議の開 催要件を満たしていることを報告いたします。

事務局配布資料の確認。

案件等

- (1) 平成30年度の本市一般廃棄物(ごみ)収集運搬の実績について
- 会 長 それでは、(1) 平成30年度の本市一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬の実績についての説明を、事務局から受けたいと思います。
- 事務局 (事務局より資料に基づいて説明)
- 会 長 ありがとうございました。事務局から説明いただきました。 何か、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 空ビンの収集について、空ビンを処分場に搬入され資源化されていますが、その 詳細を教えてください。たとえばどのような車種の収集車なのか、分別はビンだ けなのか、カンやその他と一緒に収集されているのかなどです。
- 事務局 隔週で空ビンだけの収集日がありますので、パッカー車、プレス車や平ボディ車 等で収集して城南衛生管理組合のエコ・ポート長谷山に搬入しています。
- 委 員 搬入時はピットのようなところに落とすのか平面の地面に降ろすかたちなので すか。
- 事務局 平面に降ろしています。
- 委 員 資源化率が低いのは、割れやすいのが原因なのかと考えました。
- 事務局 資源化率は衛管管内3市3町の平均値となっています。空ビンを積み込むときや パッカー車の回転盤に挟まったとき、処分場に降ろすときにどうしても割れてし まうことがあります。
- 委員 搬入された空ビンをコンベヤに乗せ、ビンの色別に手選別でピックアップするのですが、細かく割れたものは色別の手選別が困難なことから資源化できませんの

で、その分資源化率は低いものとなっています。課題として、割れたものを資源 化できる良い方法を検討していきたいと考えています。

- 会 長 資源化の困難な状況は理解できました。では、残ったものはどうするのですか。
- 委 員 残渣は埋め立て処分しています。研究課題として、その残渣を資源化できないか ということです。
- 会 長 ビンを色分けして排出したら一番良いわけですね。
- 委員 一番いいのですが。ただし、収集体制、人員、受け入れ施設等のコストが大幅にかかります。
- 委 員 東京は色別に収集されています。分別は29品目あり、大変厳しいみたいです。 はじめから色別の収集にしたら良いのにと思います。
- 会 長 東京は埋め立て処分場がひっ迫している関係で埋め立てごみをできるだけ少な くしようとされていると考えます。
- 委員割れたビンは入れない。燃やさないごみに出すようにすることですね。
- 委員 ビンの収集時に、作業員の方がポイポイと投げるように収集されていて乱雑な入れ方だなと思ったことがありました。割れたものは燃やさないごみに出したらいいのかなと思い、作業の方のケガも心配するので新聞紙等に包んで出しています。
- 委 員 手選別はある一定のところまでは集めるよう心掛けています。収集のあり方も含めて考えると、難しいところがありますね。
- 会 長 他に何かありませんでしょうか。
- 委員 収集できないものは購入店や専門業者等にお問い合わせくださいとあります。私 のところにも問い合わせを受けたことがあるのですが、取り扱い店がなく大変苦 慮したことがありました。そういったものは最終どこへいっているのかと非常に 心配な部分があります。

たとえば、電子機器のモバイルバッテリー等は、量販店の回収箱に入れてくださいとありますが、市内に設置しているところはありませんでした。そういったものはどのように処分されているのかなと思っています。

小型家電の回収もされていますが、行政としてどう対応されているのかと思っています。

事務局 以前市の方で調査したところ、大型量販店では設置してあるとありました。しか し、目につくところに設置するとバッテリー以外のものが入れられるので、店員 に声をかけたら回収する方法をとっていると聞いています。

平成26年10月より、市で小型家電の拠点回収を実施しています。市内16箇所に回収ボックスを設置しており、電子機器を投入いただきましたらそのまま国の認定業者に引き渡しています。他の小型家電の乾電池等は抜いて出すよう市民に啓発していますが、抜いていない場合は市の職員が手作業で抜いています。

会 長 よろしいでしょうか。他にご質問ございませんか。 3ページ目の右上の売却代金というのは、円の単位ですか。

- 事務局 円の単位です。回収した油はバイオディーゼル燃料用に精製しています。売却単 価は1,000分の25円、1,000リットルで25円となっています。
- 会 長 1リットルの単価と考えていました。金額を考えると手間が大変だと考えます。
- 事務局 バイオディーゼルの可能性、将来性を鑑み、事業を推進してきたのですが、たく さん課題が出てきました。たとえば、季節的なことや適合エンジンの整備等です ね。技術革新がされ需要が伸び買取価格も上昇すると考えていたのですが、この 価格で推移しているのが現状です。
- 会 長 京都市が一時大変力を入れられていました。 2ページ目の集団回収のところで、空カンを独自で回収されている団体は市の収 集とは別ルートで売却されているということでいいですか。

事務局 はいそうです。

会 長 集団回収に空カンを拡充するという考えはないのですか。

事務局 今のところ考えていません。

- 会 長 城陽市の人口動向を見ますと、近年世帯数は増加していますが、人口は減少しているのですね。
- 事務局 近年は常時微減傾向となっています。昭和の時代はずっと右肩上がりで、特に高度成長時代はベッドタウン化で市も栄えまして人口はすごく増加しました。 しかし、平成8年の人口8万6千人をピークにそれ以降は微減状態が続いています。
- 会 長 いろいろ地域の開発が進んだり集合住宅が増加していると記憶していたので、人口は横ばいか微増かと思っていました。人口が減っているのに世帯数が増えているというのは、どういうことでしょうか。
- 事務局 人口減の要因の一つとして、高齢化でお亡くなりになる方が増えてきています。 従来ですと、転入転出で転出増が大きなマイナス要因でしたが、ここ一昨年あた りから、出生減とお亡くなりになる方の増加が顕著に増えてきています。 昨年度で初めて転入転出よりも後者の自然動態のマイナスの方が大きくなりま した。夫婦どちらかがお亡くなりになられても、どちらかがお家に住まわれてい ますので、世帯数の減とはならないということです。

また、転入転出においても、本市はなぜか単身者の方が入ってこられるのが多い 傾向となっており、逆にファミリー層が近隣市に転出されることが多いので、人 口減なのに世帯数は微増傾向となっていると考えています。

- 会 長 単身者が増えるということは、その方々が将来結婚し所帯を持たれることで人口 増になるという考えはありますか。
- 事務局 本市はベッドタウンとして栄えましたが、産業が非常に少ないという形態できました。今後、子どもさん達が将来この町に残り生計を立てていっていただける街づくり、若い方々が住みたいといっていただける魅力ある街にしていく施策を検討しているところです。

- 会 長 新名神が開通しますと産業が盛んになる可能性はありますね。
- 事務局 インターチェンジ付近を利用しまして新市街地と呼ばれる工場団地を造ったり、 この後、市東部にスマートインターチェンジのできるところにアウトレットモー ルを誘致したりなど、産業の方面での開発に努めているところです。
- 会 長 そういった市の将来計画に沿って街づくりをされているのですね。 委員のみなさん、他に意見やご質問等ございませんか。よろしいですか。 それでは、1番目の議題を終了します。

次に、2番目の議題、城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び 同施行規則の公布後の取組等についての説明を、事務局から受けたいと思いま す。

事務局 (事務局より資料に基づいて説明)

- 会 長 ありがとうございました。事務局から説明いただきました。 何か、ご意見、ご質問等ございませんか。
- 委員 燃やさないごみの日に金属等を抜き取っていかれますが、その行為について友人はごみ減量につながり、行政のためになっているのでは、と話していました。しかし、私ははたしてそれはどうなのかなと思い、やはり行政のちゃんとした収集に任せるべきで、必要な部分を取って残ったものは不法投棄される心配をしますので、今回条例もできるので抜き取り行為はだめなのではと説明をしましたが、どっちの考えがいいのか迷っています。その辺はどうなのでしょうか。
- 事務局 必要なものだけ取りあとは不法投棄している行為については市も大きな問題と 考えています。以前から、市に抜き取り者を見ると恐怖を感じるので何とかして ほしい、出したごみを散らかしていく、抜き取り行為は許せない、など多くのご 意見ご要望をいただいてきました。今回これに対応すべく条例を施行し徹底的に 防止に努めていきたいと考えています。
- 事務局 見え方だけの問題で無くなったからよい、見えなくなったからよいという問題ではなく、その先がどうなっているのかを考えます。たとえば、製品から金属類を取り、残ったプラスチックなどをどこかに捨てられるという状況がたくさん発生しています。残ったものを不法投棄しないで、細かく分別してリサイクルルートに回していただければ行政としては大変ありがたいのですが、残念ながらほとんどの抜き取り業者は、どこかで不法に処分している問題があります。以上の理由で抜き取り行為を禁止せざるを得ない状況となっています。
- 委員 わかりました。
- 会 長 委員のみなさん、他に何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
- 委員 抜き取り行為のパトロールをしていくとのことで、発見した場合は段階を経て罰金とありますが、実際に適用できるのでしょうか。市民のみなさんから情報提供を受けたら、市民のみなさんはその後の対応を期待されると考えます。 実際、警察と連携されていくと思いますが、市の職員だけで対応できるものなの

かと心配しています。

- 事務局 パトロールで抜き取りの現場を発見した場合、最初は口頭で注意を伝え2回目以降は条例に書いてあるとおり禁止命令を出し、それにもかかわらず違反した場合は警察と対応を協議しながら罰金を適用していく順序となります。1回の違反で即罰金とはなりません。
- 委員 2、3お聞きします。先ほどの説明の際に、排出禁止物適正処理困難物に自転車 が挙げられていたように聞こえたのですが。入っていないですね。
- 事務局 自動車やバイクとなっています。自転車は含まれていません。
- 委員 処理困難物は購入店等に処分を依頼との説明でしたが、販売店等が対応してくれる、してくれないは確認されているのですか。たとえば、ドラム缶や農機具などは商習慣的な取り引きで業界団体などは有料で処理することはあるのでしょうか。
- 事務局 農機具につきましては、購入先や農協に問い合わせいただいています。ドラム缶 につきましては、処理先が見つからない場合は、鉄の回収業者を案内して相談い ただくようお願いしています。
- 委員 販売店だけではなく、そういう回収業者も案内しているのですね。あと、消火器 とかピアノ、特にピアノはお金がかかるのではと思いますが、それも案内されて いるのですか。
- 事務局 消火器につきましては、市内に引き取り業者がありますので、そこを案内しています。ピアノにつきましては、購入店で引き取りを断られたなどと聞きますので、 その場合は、引き取り専門店を案内しています。
- 委員 料金を聞くとどうしょうとなるのではと思いますが、市民が安心して処分ができるよう市内業者さんと連携していただければと思います。

最後、確認ですが、個人の片づけサービスなどをされている方が、代理で処分場 〜搬入されている現状がある場合は許可が必要ですと案内されているという話 があったと思いますが、もう少し詳しくお聞かせください。

たとえば、遺品整理や廃家屋の片づけ、引っ越し業者、何でも屋などいろいろな ケースがあると思いますが、どのような方がどういうことをされているのか、ま た受け入れられているのか状況をお聞かせください。

- 事務局 遺品整理や家屋の片付けの何でも屋などの業者に城陽市の許可制の案内をしています。9月以降は許可を受けないと城南衛生管理組合へ廃棄物を運搬できませんという内容です。
- 委 員 今は特に事業所としての登録を城南衛生管理組合へしなくても普通に搬入できているということですか。
- 事務局 登録をお願いしているのは、事業系のごみでたとえば、商店や工場など常にごみが出る場合の一般廃棄物を継続的に搬入される場合です。単発的な場合は、衛生センターで受付し指示書を発行してから城南衛生管理組合へ搬入していただい

ています。その場合は、ごみ発生元の委任状の提出を義務付けています。

委員 たとえば、家庭から引っ越し等でたくさんのごみが出て処分場への搬入を代理業者に依頼した場合、業者は衛生センターで受付後処分場へ持っていけるのですね。

事務局 8月末までは、その方法で搬入できます。9月からは許可業者しかできません。

委 員 継続搬入をされてきた業者以外に、そういった臨時的な業者に許可制の案内をされているということでよろしいのですね。

事務局 申請いただいて審査が通れば許可を与えるということになります。

委員 最近よく問い合わせをいただくことがあります。内容は、空き家の整理ですね。 ご親族の方から周囲に迷惑をかけられないので、中のものの処分や清掃、雑草や 植木の剪定整理できる業者を紹介してほしいというものです。 そこでわれわれは、建設業者さんを紹介することが多いです。産廃の許可を持っ ているので、そこで処分していただくことに関しては城陽市の許可が必要などは

事務局 建物の解体等で発生する廃棄物は産廃となりますので産廃の許可が必要ですが、 中のものは家庭系の一般廃棄物となりますので産廃にはあたりません。

委員 その時にサッシやトユを替えたりすることがあります。

関係ないということでよろしいですか。

事務局業者が交換した場合は産廃となります。

委 員 家具類を持っていくというのは産廃ではないのでだめということになるのですか。

事務局 だめということです。

委員 なかなか難しいですね。

委員 ごみとして別の扱いになるのですね。

事務局 そういうことになります。

事務局 法律による一般廃棄物と産業廃棄物の分け方となります。市の範疇を超えた話となります。

委 員 何でも屋などの方も、今後ちゃんと市の許可を得たら市民の委託を受けて収集運搬をすることができるということですね。

事務局 何でも屋自らが許可を受けて運搬する方法と、何でも屋が整理されたごみを許可 業者に運搬していってもらう方法どちらかとなります。

会 長 以前、産廃の処理場へ行ったときに、古畳が大量にありました。古畳は産廃にあたらないですね。しかし産廃の業者さんが扱って処分しているという実態があります。先ほど、事務局がおっしゃられた法律上の産廃と一廃の分類が非常に難しい面がありケースバイケースとなっているのではと考えます。

委員 先ほどのケースですが、城陽市は新たに条例を作って許可を開始されます。すで に許可制を行っている他の市町の場合は、何でも屋とか遺品整理屋などは許可を 取得するのは困難であると考えますが、今回、城陽市の場合ですと許可申請の条 件をクリアーすれば許可を取れる可能性がありますね。 そうしますと、その方々が片付けてそのまま処分場へ持っていけるということで、他の自治体よりスムースな対応が可能になるのではと考えます。そういったところは後発ゆえのメリットがあるのではと考えます。他の市民サービスと同様にうまく運用いただきたいと思います。ただし、適切な業者を選べるようしっかりとした審査をお願いします。

- 会 長 ありがとうございます。他の委員のみなさん何かございませんでしょうか。 それでは、議題の2番目はこれで終わりたいと思います。 次に3番目のその他ですが、何か事務局よりございますか。
- 事務局 その他の項目の資料 7 につきまして、城陽市内にお住いの外国人に対し国際交流協会と協力させていただき、多言語版の「ごみカレンダー」、「ごみ分別チラシ」を作成いたしました。英語版、中国語版、ベトナム語版及び参考のための日本語版です。本来カレンダーはB4版、チラシはA3版ですが、資料用としてどちらもA4版としています。

配布につきましては、市民課で転入の手続きの際にお渡ししています。ご入用の場合は、環境課や国際交流協会で配布しています。

次に資料8につきまして、国際交流協会が発行していますチラシですが、同じく 英語版、中国語版、ベトナム語版及びやさしい日本語版のビデオを国際交流協会、 NPO法人及び城陽市で作成いたしました。5月22日から市民課の窓口におい て転入者に配布しています。また、ユーチューブにつきましては、国際交流協会 のユーチューブに挙げておられます。市のホームページにつきましては、城陽市 公式チャンネルに挙げられるよう準備しているところです。

- 会 長 ありがとうございました。ただいまのご説明を受けまして、何かご質問、ご意見 等ございませんか。
- 委員 英語版を拝見しまして、容器包装プラのプラをローマ字表記されていますが、プラマークプラスチックだからあえてPLAでなくて、PURAとなっていて感心したのですが、工夫されたことなどあればお聞かせください。
- 事務局 翻訳等は市の資料を基に国際交流協会が主体となって作成していただきました。 委員なかなか興味深い内容です。ありがとうございました。
- 委員 英語につきましては、国際交流協会の職員や中学校のAETの協力を得ています。 事務局 ビデオのナレーションはAETの女性の方に担当いただきました。
- 委員 英語のままだと素材がプラスチックだと何でもいいと思われてしまいますが、それをこう表記しますと少し注意喚起ができる工夫をされているのではと思いました。
- 会 長 他の委員のみなさん何かござませんか。よろしいでしょうか。 事務局より本日配布いただきました前回審議会の議事録につきましては、委員の みなさんご確認いただきまして、ご意見等ございましたら、6月末までに事務局 に直接連絡をいただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。皆さん長時間真摯 に熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。